

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被控訴人となっている訴訟の判決言渡しが平成28年7月22日に広島高等裁判所において行われ、控訴人の請求は、棄却されました。

また、控訴人は、上告期限までに上告等をしなかったため、本市勝訴の判決が確定しました。

1 事件の概要

控訴人は、苗代工業団地（2期）造成工事（以下「本件工事」といいます。）の工事請負契約（請負代金額5億1,765万円。以下「本件契約」といいます。）を呉市との間で締結しましたが、前払金の請求ができなかったことを理由に本件工事の施工を大幅に遅延し、かつ、呉市による再三の適正施工の催告にもかかわらず遅延状況の是正が見られなかったことから、呉市は、もはや控訴人による本件工事の完成の見込みはないと判断し、平成21年6月3日付けで本件契約を解除しました。

これに対し控訴人は、本件契約の解除は、呉市と官製談合をした訴外会社に本件工事の残工事を受注させるために行われたものであり、当該解除は信義則違反の解除として違法であることから、呉市は民法第415条の債務不履行責任を負うと主張し、呉市に対し、控訴人が被った損害の内金として、呉市に支払った本件契約に係る契約保証金の額に相当する5,176万5,000円及び当該遅延損害金の支払を求め、提訴し、平成28年2月2日に広島地方裁判所呉支部において呉市勝訴の判決言渡しが行われましたが、この判決を不服として控訴したものです。

控訴審（第2審）においては、1回の期日を経て、判決の言渡しが行われました。

- (1) 事件番号等 平成28年（ネ）第115号損害賠償請求控訴事件
- (2) 管轄裁判所 広島高等裁判所
- (3) 控訴年月日 平成28年2月16日（控訴状受理年月日 同年4月6日）
- (4) 控 訴 人 桜美建設株式会社（呉市西中央3丁目8番15号）
- (5) 訴 額 5,176万5,000円

2 判決主文

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

3 判決の要旨

控訴人が主張する本件工事に関する官製談合及び被控訴人による保証契約を締結しないようにとの保証会社への働き掛けについては、認めることができない。

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。